

相模原市監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月27日

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 寺 田 弘 子

同 鈴 木 秀 成

第1 監査の概要

1 相模原市監査基準への準拠

この監査は、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

3 監査の実施日程

令和7年10月3日から令和8年3月26日まで

4 監査の対象

(1) 対象部局

緑区役所、中央区役所及び南区役所。ただし、工事監査は、財政局財政部(契約課及び公共建築課)及び都市建設局(技術監理課)を併せて対象とした。

(2) 対象年度

財務監査及び行政監査は令和6年度及び令和7年度、工事監査は令和6年度を対象とした。ただし、財務監査は令和元年度及び令和4年度、工事監査は令和5年度に執行した事務の一部についても対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査対象課等

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し選定した。

| 監査対象事務 | 監査対象課等 |
|---------------|--|
| 現金の管理状況に関する事務 | 緑区役所 大沢まちづくりセンター 中央区役所 区民課、大野北まちづくりセンター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター |

| | |
|----------------------|---|
| 土地貸付収入に関する事務 | 緑区役所 城山まちづくりセンター(川尻財産区、中沢財産区)、津久井まちづくりセンター(中野財産区、串川財産区、鳥屋財産区)、藤野まちづくりセンター(吉野財産区、澤井財産区、名倉財産区) |
| 報酬の支出に関する事務 | 緑区役所 津久井まちづくりセンター(鳥屋財産区)、藤野まちづくりセンター(澤井財産区) |
| 報償費の支出に関する事務 | 緑区役所 城山まちづくりセンター(川尻財産区) |
| 旅費の支出に関する事務 | 緑区役所 区民課、城山まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター(名倉財産区) |
| 需用費の支出に関する事務 | 緑区役所 城山まちづくりセンター(中沢財産区)、津久井まちづくりセンター(串川財産区) 中央区役所 中央6地区まちづくりセンター |
| 委託料の支出に関する事務 | 緑区役所 区政策課、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター 中央区役所 区政策課、区民課 南区役所 区政策課 |
| 使用料及び賃借料の支出に関する事務 | 南区役所 区民課 |
| 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務 | 緑区役所 地域振興課、津久井まちづくりセンター(中野財産区) |

| | |
|--------------|---------------------------------|
| | 中央区役所 地域振興課 南区役所 地域振興課 |
| 積立金の支出に関する事務 | 緑区役所 藤野まちづくりセンター(吉野財産区) |

2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

| 監査対象事務 | リスク | 主な着眼点 |
|---------------|----------------------------|--|
| 現金の管理状況に関する事務 | 不適切な管理による現金等の紛失(盗難・横領)のリスク | ア 釣銭準備金の管理は適切に行われているか。 イ 書類等の保管状況及び保管場所のセキュリティーは確保されているか。 |
| 土地貸付収入に関する事務 | 収入が適正に行われないリスク | ア 土地貸付収入等の金額、納入期限等は規定どおりか。 イ 現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。 |
| 報酬の支出に関する事務 | 算定及び支出が適正に行われないリスク | ア 支給金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。 イ 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。 ウ 支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は適正に行われているか。 |
| 報償費の支出に関する事務 | 算定及び支出が適正に行われないリスク | ア 支給金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。 イ 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。 |
| 旅費の支出に関する事務 | 算定及び支出が適正に行われない | ア 旅費支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されている |

| | | |
|----------------------|--|--|
| | リスク | か。また、これらの内容は適正か。 イ 支出、精算は適正な時期に行われているか。 |
| 需用費(消耗品費)の支出に関する事務 | (1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク (2) 支出が適正に行われないリスク | ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出は適正な時期に行われているか。 |
| 委託料の支出に関する事務 | (1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク (2) 支出が適正に行われないリスク | ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。 |
| 使用料及び賃借料の支出に関する事務 | (1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク (2) 支出が適正に行われないリスク | ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 支出は適正な時期に行われているか。 |
| 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務 | 算定及び支出が適正に行われないリスク | ア 算定及び支出は適正に行われているか。 イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。 |
| 積立金の支出に関する事務 | 算定及び支出が適正に行われない | ア 基金の積立ての手続は適正に行われているか。 |

| | | |
|--|-----|---|
| | リスク | イ 運用方法、手続は適正か。また、運用から生ずる収益及び管理に要する経費は、歳入歳出予算上適正に処理されているか。 |
|--|-----|---|

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

次の監査対象事務を執行する各課等に対し、現地調査を実施した。

ア 現金の管理状況に関する事務

イ 土地貸付収入に関する事務

(4) ヒアリング

中央区役所区政策課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

4 監査の結果

第1及び1から3までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり是正又は改善を要する事項等が見られた。

(1) 指摘事項

南区役所区民課の使用料及び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、窓口受付システム機器賃貸借(令和2年2月1日から令和7年1月31日までの長期継続契約)において、契約書では年1回の機器点検を実施する旨を規定しているところ、最終年における機器点検が実施されないまま当該点検に係る費用を含む賃貸借料を支出し、契約期間を終了していた。

地方自治法第232条の4第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第160条の2第1号は、会計管理者は、普通地方公共団体の長の当該支出負担行為に係る債務が確定した時以後に行う支出命令がなければ支出をすることができない旨を規定している。

これを本件についてみると、契約書に規定している点検が実施されず、検査検収による債務が確定しないまま機器点検に係る費用を含む賃貸借料を支出したことは不適正な事務処理である。

なお、当該点検は、契約期間終了後の再リース期間中である令和7年2月18日に実施していることを確認した。

今後は、契約書に基づく業務の実施状況を確認するとともに、関係法令等の規定を遵守し、適正に事務を執行されたい。

(2) 注意事項

ア 城山まちづくりセンターの土地貸付収入に関する事務を調査したところ、緑区川尻4451番2及び4の土地賃貸借契約(平成17年9月30日契約締結。令和7年10月1日に賃貸借期間を契約更新条項により延長)及び緑区久保沢3丁目1088番10の一部の架設送電線に関する契約(平成22年4月1日契約締結。令和7年4月1日からの補償料対象期間を承諾書により変更)において、契約書に相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「暴力団排除条例」という。)に基づく事項の記載がなかった。また、当該土地賃貸借契約においては、契約書に履行遅滞その他責務不履行の場合における違約金に関する事項の記載がなかった。

市は、暴力団排除条例を平成24年1月に施行し、相模原市暴力団排除条例の施行に係る契約事務の運用について(平成23年12月27日付け契約課長通知)は、契約締結時には必ず暴力団排除条例に基づく事項を規定するよう記載している。

また、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)第30条は、「契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない」とし、次に掲げる事項として第8号で「履行遅滞その他責務不履行の場合における違約金」と規定している。

今後は、契約期間の更新や期間の変更に当たっては、契約関係書類の記載内容を十分に精査・確認し、必要に応じて新たに契約を締結するなど、関係法令等の規定を遵守し、適切に事務を執行されたい。

イ 相模湖まちづくりセンターの委託料の支出に関する事務を調査したところ、公契約条例の対象となる相模湖総合事務所人的警備業務委託及び相模湖総合事務所建物総合管理業務委託の入札に当たり、2者のみから徴取した参考見積書により予定価格を設定していた。

清掃等の業務委託の入札に係る最低制限価格の事務手順等(平成29年4月)は、公契約条例の対象案件について、予定価格を算定する基礎となる見積書は、原則として3者以上から徴取する旨を記載している。

今後は、参考見積書による予定価格の設定に当たっては、可能な限り参考見積書を3者以上から徴取されたい。

ウ 中央区役所区政策課及び南区役所区政策課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、大野北まちづくりセンター他警備業務委託及び南区合同庁舎空調設備等保守委託の入札に当たり、1者のみから徴取した参考見積書により予定価格を設定していた。

入札・契約事務の適正執行について(令和5年3月31日付け及び令和7年3月5日付け契約課長通知)は、参考見積書をもとにして予定価格を設定する場合は、1者からの参考見積書で予定価格を設定することにより、不調になったり、公平な入札にならなかつたりする事例が散見されることから、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取するとともに見積額の内訳を確認し、取引の実例価格等を考慮した上で適正な予定価格を設定する旨を記載している。

今後は、参考見積書による予定価格の設定に当たっては、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取されたい。

エ 中央区役所区政策課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、大野北まちづくりセンター他警備業務委託の長期継続契約において、従前の契約書に契約期間終了時には、従前の契約で設置した警報機器(以下「既設警報機器」という。)を撤去する旨の規定があるものの、次期契約において同一業者が受注した際、既設警報機器の撤去を求めず、継続利用することを認めていた。また、指名競争入札を行うに当たり、契約書の規定と

実際の既設警報機器の取扱いが不整合のまま入札を実施していた。

このことについて、契約書に記載されている既設警報機器の撤去の規定について認識していたが、警備業務の空白期間の排除等を理由に継続利用を認めていたとのことであった。

契約事務の手引き(令和6年4月改訂)は、契約書は、一方の申込みと他方の承諾によって成立した2個の意思表示の内容の合致を表示し、かつ、これを証するために取り交わす文書であることから、当該事業に適したものとなるよう作成しなければならない旨を記載している。また、入札・契約事務の適正執行について(令和5年3月31日付け契約課長通知)は、市が発注する契約は、競争が原則であり、また、公平性、透明性等も求められている旨を記載している。

今後は、契約書の規定と既設警報機器の取扱いについて整合を図るとともに、入札の競争性、公平性、透明性等を確保するなど、関係法令等の規定を遵守し、適切に事務を執行されたい。

オ 中央区役所区民課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、中央区役所区民課窓口等業務委託の条件付一般競争入札に係る公告において、最低制限価格を設けた委託契約であることについての記載がなかった。

契約規則第6条は、「公告は、次に掲げる事項について行うものとする」としており、次に掲げる事項として、第9号に「政令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときはその旨」と規定している。

今後は、契約規則を遵守し、適切に事務を執行されたい。

カ 南区役所区政策課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、南区合同庁舎総合管理業務委託において、毎月実施している業務の一部について、契約書では、発注者は、報告書が提出された後、速やかに検収を行い、受注者は、検収に合格したときに1か月ごとに発注者に委託料の支払を請求することができる旨を記載しているが、毎月の支出前に検査検収したことの確認ができなかった。

このことについて、受注者から毎月実施記録表の提出を受け、検査検収していたが、複数月分の記録を記載する様式となっていたことから、最終月以外は検査検収後、受付印及び職員による確認印を押印せずに受注者に

返却していたため、最終月を除き検査検収した記録がないとのことであった。

今後は、支出事務の執行における履行確認の重要性を改めて認識し、支出前に検査検収をしたことが明確となるよう適切に事務を執行されたい。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として「全庁的な条件付一般競争入札の実施について」をテーマに定め、監査を行った。

2 監査の目的

令和4年度から各課・機関においても本格的に実施することとした条件付一般競争入札に係る事務について、これまでの監査の結果で入札に係る公告の市掲示場への掲示をしていなかったという初歩的な事務手続での不適正な事例が確認されている。

こうしたことから、条件付一般競争入札実施の手引き(業務委託契約版)等(以下「手引き等」という。)に基づき事務が執行されているかを主眼に監査することにより、各課・機関で執行する条件付一般競争入札に係る案件が競争性、公平性及び透明性のより一層の向上に寄与し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として本テーマを選定し、行政監査を実施した。

3 監査対象事務及び監査対象課等

監査対象局の各課が執行した条件付一般競争入札に係る事務を対象とした。

| 監査対象事務 | 監査対象課等 |
|--------------|---|
| 委託料の支出に関する事務 | 緑区役所 区政策課、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター 中央区役所 区政策課 南区役所 |

4 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

| リスク | 主な着眼点 |
|------------------------|---|
| 手引き等に基づき事務が執行されていないリスク | (1) 発注方法の選択が適切にされているか。 (2) 入札参加条件、内容が明確に示され設定できているか。 (3) 入札の諸手続等は適正、かつ公正に行われているか。 |

5 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

6 監査の結果

第1及び1から5までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり対応を要する事項が見られた。

注意事項

津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、中央区役所区政策課及び南区役所区政策課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、津久井総合事務所他清掃業務委託、相模湖総合事務所人的警備業務委託、上溝まちづくりセンター清掃業務委託及び南区合同庁舎総合管理業務委託の条件付一般

競争入札に係る公告において、最低制限価格を設けた委託契約であることについての記載がなかった。

契約規則第6条は、「公告は、次に掲げる事項について行うものとする」としており、次に掲げる事項として、第9号に「政令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときはその旨」と規定している。

今後は、契約規則を遵守し、適切に事務を執行されたい。

第4 工事監査

1 監査対象事務及び監査対象課等

需用費の施設修繕料、委託料の建設事業委託料及び維持補修委託料、工事請負費の建設工事費の支出に関する事務を対象とした。

| 監査対象事務 | 監査対象課等 |
|---|---|
| 需用費(施設修繕料)の支出に関する事務 | |
| 城山総合事務所自動火災報知設備受信機交換修繕 | 緑区役所 城山まちづくりセンター |
| 大野北まちづくりセンター受変電設備修繕 | 中央区役所 区政策課 |
| 委託料(建設事業委託料)の支出に関する事務 | |
| 青根緑の休暇村いやしの湯改修工事及び木質バイオマスボイラー設置工事設計業務委託 | 緑区役所 地域振興課 財政局 財政部 契約課、公共建築課 |
| 委託料(維持補修委託料)の支出に関する事務 | |
| 令和6年度東海自然歩道管理業務委託 | 緑区役所 区政策課 |
| 工事請負費(建設工事費)の支出に関する事務 | |
| 篠原の里センター法枠工修繕工事 | 緑区役所 藤野まちづくりセンター 財政局 財政部 契約課 都市建設局 技術監理課 |
| 東林まちづくりセンター・公民館受水槽更新工事 | 南区役所 区政策課 |

| | |
|--|--|
| | 財政局 財務部 契約課、公共建築課 都市建設局 技術監理課 |
|--|--|

2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

| リスク | 主な着眼点 |
|----------------------------|--|
| (1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク | ア 契約の方法、手続及び時期は適切か。 イ 設計図書どおり施工されているか。変更指示は適切に行われているか。 |
| (2) 監督業務が適切に行われないリスク | ウ 法令等を遵守して施工されているか。施工体制台帳は整備されているか。 エ 検査調書等検査記録は整備されているか。 |

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

中央区役所区政策課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

4 監査対象事務の概要

(1) 城山総合事務所自動火災報知設備受信機交換修繕

契約金額 3,630,000円

契約方法 一者随意契約

契約期間 令和7年1月6日から同年3月31日まで

- 修繕内容 自動火災報知設備の受信機交換
- (2) 大野北まちづくりセンター受変電設備修繕
- 契約金額 1, 133, 000円
- 契約方法 随意契約
- 契約期間 令和7年1月14日から同年3月31日まで
- 修繕内容 高圧ケーブルの更新
- (3) 青根緑の休暇村いやしの湯改修工事及び木質バイオマスボイラー設置工事
設計業務委託
- 契約金額 33, 374, 000円
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約期間 令和6年2月15日から令和7年2月14日まで
- 業務内容 各工事に係る実施設計
- (4) 令和6年度東海自然歩道管理業務委託
- 契約金額 4, 045, 800円
- 契約方法 一者随意契約
- 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 業務内容 登山道等の巡視、草刈り及び修繕
- (5) 篠原の里センター法枠工修繕工事
- 契約金額 18, 085, 100円
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約期間 令和6年7月12日から同年11月13日まで
- 工事内容 斜面保護のための法面工更新
- (6) 東林まちづくりセンター・公民館受水槽更新工事
- 契約金額 19, 734, 000円
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約期間 令和6年7月29日から同年12月11日まで
- 工事内容 給水用受水槽の更新

5 監査の結果

第1及び1から4までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を

挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり是正又は改善を要する事項等が見られた。

(1) 指摘事項

緑区役所区政策課の委託料(維持補修委託料)の支出に関する事務を調査したところ、令和6年度東海自然歩道管理業務委託において、契約金額を前金払として支出し、受注者による作業実施後に委託料精算書(以下「精算書」という。)を受理していた。

このことについて、契約時に履行すべき業務があらかじめ確定し、金額も確定した状態と認識して委託先から見積書を受領し、委託業務内容には、自然歩道の巡視、草刈及び小破修繕が多く含まれていたため、受注者と協議し、地方自治法施行令第163条第2号において、委託費の前金払を可能としていることから、前金払にて契約を行ったとのことであった。

地方自治法第232条の5第2項に規定する前金払は、金銭債務の履行期到来前に確定した債務金額を支払うことから精算は伴わないものである。

これを本件についてみると、当該業務は、登山道等の巡視で発見した小破の修繕など各作業量等に増減が生じることから、作業実施後に精算書により債務金額が確定されるため、支払方法を前金払としていたことは不適正な事務処理である。

今後は、支払方法を変更するとともに関係法令等の規定を遵守し、適正に事務を執行されたい。

(2) 注意事項

中央区役所区政策課の需用費(施設修繕料)の支出に関する事務を調査したところ、大野北まちづくりセンター受変電設備修繕において、次のような事例が見られた。

ア 見積合せを実施し、令和6年12月25日に落札者を決定したところ、契約日を令和7年1月14日、契約保証金の納入期限を令和7年1月31日としていた。

このことについて、契約日の設定に当たり、本市の年末年始の執務休日、金融機関の休業日、年賀郵便優先による配達遅延が生じる可能性及び落札者の契約担当者の不在期間などを社会通念上認められる範囲と判断し、また、契約保証金の納入期限は、確認が不十分なまま設定したとのこ

とであった。

契約事務の手引き(令和6年4月改訂)は、契約は落札決定日から土・日・祝日を含む7日以内に締結することや、年末年始等の連休が続く場合など社会通念上認められる範囲内として契約担当者が特に認めた場合はこの限りではない旨を記載しているが、社会通念上とは、社会一般に通用している常識や見解に照らしてという意味であることから、配達遅延の可能性や契約担当者の不在期間を社会通念上認められる範囲と判断したことは適切ではない。また、当該手引きは、契約保証金は契約日までに納付してもらう必要がある旨も記載しており、契約保証金の納入期限を契約日以降に設定していたことは適切ではない。

今後は、関係法令等の規定を遵守し、適切に事務を執行されたい。

イ 見積合せの実施に当たり、採用した1者のみから徴取した参考見積書により予定価格を設定していた。

入札・契約事務の適正執行について(令和5年3月31日付け契約課長通知)は、「参考見積書をもとにして予定価格を設定する場合は、1者からの参考見積書で予定価格を設定することにより、不調になったり、公平な入札にならなかつたりする事例が散見されることから、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取するとともに見積額の内訳を確認し、取引の実例価格等を考慮して適正な予定価格を設定すること」としている。

今後は、参考見積書による予定価格の設定に当たっては、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取されたい。